平成２３年（フ）第１５８３号
東京都福生市加美平３丁目37番地11ラフィーネメゾン102号室
債務者　中島　章博
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７７号
静岡県富士市厚原120番地の１　ボナールさくら203号、前住所静岡県沼津市井出1192番地の１　M・ステージ桧202
債務者　長澤　　勉
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第９７９４号
東京都板橋区舟渡１丁目９番５号
破産者　日東鉄工株式会社
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７４９号
埼玉県さいたま市南区南浦和１丁目８－７
破産者　大友　　敬
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１２３号
東京都江戸川区西小岩４丁目14―22―1302
破産者　杉本　幸久
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０８号
東京都墨田区本所２丁目10番８号　シェソワナカヤマ２Ａ
破産者　有限会社明征装建
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０９号
東京都墨田区緑４丁目28―６
破産者　原　　裕明
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７００号
東京都中央区銀座４丁目８番４号
破産者　株式会社ゼアリズエンタープライズ
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３９４号
東京都江戸川区西小岩１丁目４―12―２階
破産者　成ケ澤剛毅
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７９５号
東京都調布市調布ケ丘３丁目６番地３、商業登記簿上の本店所在地北海道札幌市白石区米里三条３丁目５番27号
破産者　株式会社シスカ
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１１０号
東京都板橋区高島平３丁目８―７―501
破産者　田村　　章
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３１３号
東京都品川区東五反田１丁目10番７号　ＡＩＯＳ五反田ビル808号
破産者　株式会社エイ・エイチ・エフ
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３１４号
東京都品川区南品川２丁目８番18―801号
破産者　株式会社キャルパ
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３１５号
東京都品川区南品川２丁目８―18―801
破産者　宮垣　真二
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６４９号
東京都葛飾区立石２丁目27―14―404
破産者　西岡　信彦
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６６８号
東京都葛飾区宝町１丁目26―６―101
破産者　飯島　正宏
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７４９号
東京都足立区入谷２丁目16―２　まことや株式会社
破産者　落合由起夫
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７０１号
東京都立川市上砂町５―66―12―303、開始決定時の住所東京都福生市大字福生498―２
破産者　徳田　栄次
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７０２号
東京都福生市大字熊川1673―８―202、開始決定時の住所東京都福生市大字福生498―２
破産者　徳田　美保
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４４３号
東京都東久留米市下里２丁目10―15　ヤマトⅡ101、開始決定時の住所東京都武蔵村山市中原２丁目42―３
破産者　高橋　章光
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部